



藤沢記者クラブ各位

「藤沢市居住支援協議会の設置」について  
～居住支援協議会による住宅確保要配慮者への支援～

## 1 藤沢市居住支援協議会の設置

住宅確保要配慮者が、住宅市場において自力で住宅を確保することができ、安心して暮らし続けられる住生活が実現するよう、要配慮者への入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、具体的取組を実施する、行政、不動産関係団体、居住支援法人などで構成する「藤沢市居住支援協議会」を設置します。

### (1) 設置日

2020年（令和2年）8月27日（木）

### (2) 会員構成

#### ア 初期会員

- ・公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 湘南支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会 神奈川県本部 湘南支部
- ・認定NPO法人 ぐるーぶ藤（神奈川県指定 居住支援法人）
- ・NPO法人 シニアライフセラピー研究所（神奈川県指定 居住支援法人）
- ・NPO法人 キャンナス（神奈川県指定 居住支援法人）
- ・社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会
- ・地域包括ケアシステム推進室
- ・住宅政策課（事務局）
- ・神奈川県居住支援協議会（事務局アドバイザー）

#### イ その他会員

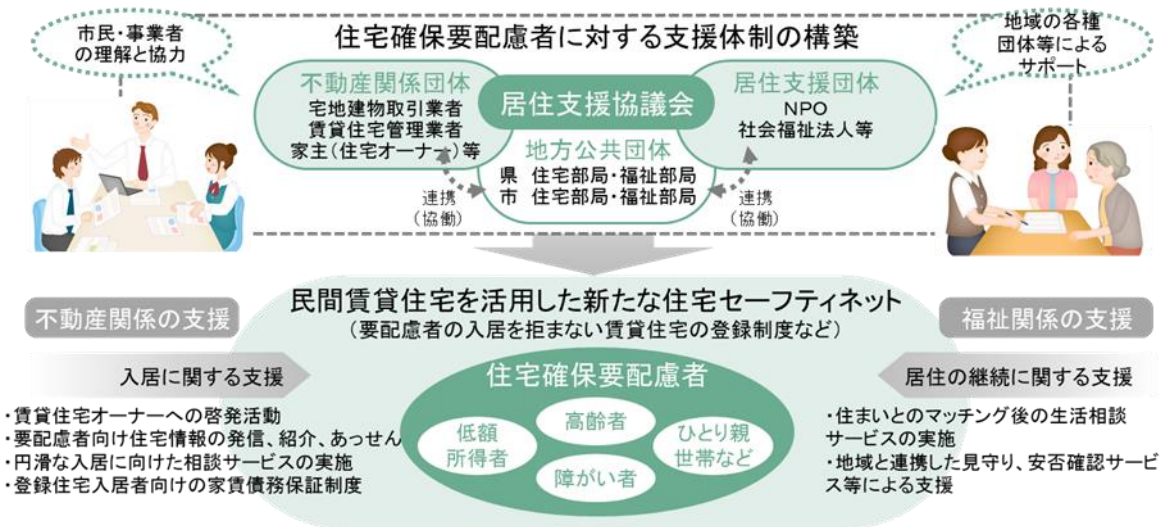
取り組みを進める中で、必要に応じて会員を加えていきます。

- ・庁内関係課
- ・不動産店、賃貸物件オーナーなど
- ・福祉関係団体、地域団体など

### (3) 主な取組内容

- ア 住宅市場及び居住支援活動の現状と、様々な立場から見た課題の共有
- イ 課題に対する解決方法の検討と実施
- ウ 賃貸物件オーナー、住宅確保要配慮者への支援策等の検討と実施
- エ 藤沢市居住支援協議会の基本となる支援体制の構築
- オ 新たな住宅セーフティネット制度や既存福祉施策などの周知
- カ 空き家対策と連携した、空き家を「登録住宅」等に転用する方策の検討

### (4) 取組のイメージ



※ 住宅確保要配慮者とは、住宅セーフティネット法第2条第1項に定められています。

本市は、以下に示す方々を住宅確保要配慮者とします。

#### 法で定める者

低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）、被災者（発災後3年以内）、高齢者、障がい者、子供（高校生相当まで）を養育している者

#### 規則で定める者

外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者、賃貸住宅供給促進計画で定める者

#### 地域の実情等に応じて定める者

海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、U I J ターンによる転入者といった入居及び入居後の支援が必要な者、及びこれら住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

### \*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所

計画建築部住宅政策課

担当：堀田・米川

内線：4283

直通：0466（50）3541

福祉健康部地域包括ケアシステム推進室

担当：佐藤・糊澤

内線：3151

直通：0466（50）3544